

## 議案第73号

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

川崎市百合丘老人いこいの家	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
---------------	------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

百合丘老人いこいの家を新設するため、この条例を制定するものである。

